

全建事発第 6号
平成24年4月12日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼 健一
〔 公 印 省 略 〕

建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、民法等の一部を改正する法律により、建設業法、浄化槽法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が改正されました。これに伴い、建設業の許可等の申請に際して必要となる建設業法施行規則等に基づく提出書類につき所要の改正が行われました。

つきましては別紙の通り国土交通省より周知方依頼がございましたので、貴会所属会員企業に周知いただきたくお願い申し上げます。

以上

（担当：事業部事業企画課 吉田）

国土建第364号
平成24年3月30日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号。以下「法」という。）により、建設業法（昭和24年法律第100号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）が改正され、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人が法人であるときは、その役員について、これらの法律による許可又は登録（以下「建設業の許可等」という。）の欠格要件を判断することとなりました。

今般、法の施行（平成24年4月1日）に伴い、建設業の許可等の申請に際して必要となる建設業法施行規則等に基づく提出書類について、所要の改正を行ったところです（平成24年3月30日公布、平成24年4月1日施行）。

改正の内容は別添のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、適切に対応されますよう、傘下の建設業者等に対して周知指導方お願いします。